

令和6年3月17日

山形県柔道連盟各地区会長 殿
各地区スポーツ少年団委員長 殿

山形県柔道連盟
会長 黒田 一彦



「山形県スポーツ少年団（柔道）」の選手登録について（通知）

みだしのことについては、下記のとおり斉一を期して運用することとしたので、遺漏なきよう対応願います。

記

1 全国の実情等

先般、全国スポーツ少年団の委員長と電話対談の機会を設け、いわゆる「登録」の状況について尋ねたところ、「全国各県で、複数の少年団に登録をして、全国大会出場を目指すということが問題になっており、当スポーツ少年団と講道館及び全日本柔道連盟で現在検討を行っており、近い将来、全国で統一された出場資格を定める方向（一つの団体にのみ登録）で進んでいる。」旨の回答を得た。

2 柔道スポーツ少年団の大会目的（勝利至上主義や指導者のエゴ等の排斥）

- 柔道の基本技能を正しく習得すること
- 心身ともに健康な小学生児童を育成すること
- 相互の親睦を図ること

3 本県の登録運用方法

上記1・2に鑑みて、本県柔道スポーツ少年団の大会出場資格を以下のとおり運用する。これに違反した選手がいるチームは出場資格を失う。

【登録運用：大会出場資格】

- 選手は全日本柔道連盟に団体登録している当該初年度単一登録団体からの出場を原則とする（選手1人につき一団体への登録）。但し、年度途中で住居の移転や少年団の閉鎖等、真にやむを得ない事情が生じた場合はその届け出を受け、県柔連で検討し登録変更の是非を判断する。
- 柔道以外のスポーツ少年団競技種目との重複登録は妨げない。

4 運用開始年月日

令和6年4月1日から運用開始する。

5 その他

本件運用に問題や支障が生じた場合、その都度検討・変更の対応を行う。

担当：山形県柔道連盟スポーツ少年団

委員長 高橋成幸 (Tel.090-3122-6610)